

## 独立行政法人家畜改良センター中期目標

制定：平成 23 年 3 月 2 日

変更：平成 27 年 1 月 9 日

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、農林水産省種畜牧場を前身とし、平成 2 年 10 月の家畜改良センター化を経て、平成 13 年 4 月に独立行政法人として発足した。

センターは、平成 13 年度から平成 22 年度までのこれまでの 2 期の中期目標期間において、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（平成 22 年 7 月農林水産省公表）、「家畜改良増殖目標」（平成 22 年 7 月農林水産省公表）及び「鶏の改良増殖目標」（平成 22 年 7 月農林水産省公表）を達成するための政策実施機関として、我が国の家畜改良の推進母体としての役割を担ってきた。

しかしながら、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」は、近年の穀物価格の高騰、人口減少・少子高齢化社会の到来、消費者の健康志向の高まり及び安全・品質やおいしさなどのニーズの多様化を踏まえ、生産から流通、販売にわたる我が国の畜産の在り方を根本的に見直す必要があるとの考えから、畜産・酪農所得補償制度の導入、水田等地域資源の有効活用による自給飼料基盤の確立に向けた飼料政策の展開、生産者による高付加価値販売などの 6 次産業化の支援などに向け抜本的な見直しが行われた。このため、センターの中期目標もこのような政策方針の変更を反映したものとする必要がある。

また、センターは、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）により、都道府県が「家畜改良増殖計画」を定めた場合、この達成を支援するために、優良な資質を有する家畜を貸し付けることとされており、このために全国的な視点での家畜改良を行ってきたが、平成 22 年 4 月末の行政刷新会議による事業仕分け第 2 弾において、事業規模は縮減（種畜の多様化、系統造成の支援などに特化）との評価結果を受けた。また、同法によりセンターが行うこととされている種畜検査については、コストの事前検証と責任の明確化を前提に、事業を地方自治体に移管していくとの評価結果を受けた。

さらに、センターは、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）に基づき、個体識別情報の記録・保存・公表等の事務を行い、個体識別台帳を管理している。消費者の食に対する信頼性確保への関心が高まっている中で、その社会的要請に応えるため、センターは、的確に業務を実施しつつ、牛の個体識別情報などの活用の推進に取り組むとともに、今後とも、役職員が一丸となって、真に国民の期待に応えられる独立行政法人として、業務を進めて行く必要がある。

このため、本中期目標においては、

- ① これまでの2期の中期目標期間での事業評価を踏まえた、業務の効率化や組織改革の推進
  - ② 6次産業化を始めとする特色ある家畜による多様な畜産経営の展開の支援
  - ③ 事業仕分けを始めとする無駄の削減や業務の効率化を求める社会的な要請への対応
  - ④ 我が国の家畜改良の推進母体として、民間などの取り組み難しい分野に特化した長期的な視点からの、多様な遺伝資源にも配慮した家畜改良の推進
  - ⑤ 国産畜産物に対する信頼性の確保などのための牛個体識別業務や各種検査の的確な実施
  - ⑥ 食料自給率の改善のため、飼料作物の種苗の生産・配布などを通じた飼料自給率の向上
  - ⑦ センターに蓄積されている高い畜産技術などを現場に普及させるための調査研究・研修の充実
  - ⑧ 畜産物や人の国内外での移動が活発化する中で、口蹄疫などの悪性伝染病の防疫の国家レベルでの取組の強化への対応
- など、畜産に特化した独立行政法人であるセンターが、引き続き我が国の家畜改良の推進母体の役割などを担っていく上で求められる課題に対応していくものとする。

## 第1 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間とする。

## 第2 業務運営の効率化に関する事項

### 1 業務対象の重点化

#### (1) 家畜の改良増殖業務

センターが担う家畜改良増殖業務については、都道府県・民間では取り組み難しい遺伝的に多様な育種資源を確保し、かかる多様な育種資源を最大限活用することにより、全国的な家畜改良を推進することに重点化する。また、民間や都道府県との役割分担を明確にし、かつ、事業規模を厳しく見直してスリム化を図りつつ、都道府県・民間では取り組み難しい新技術を活用することにより、効果的に家畜の改良速度を加速させる。

その際、6次産業化を始めとする特色ある家畜による多様な畜産経営、消費者ニーズに応える畜産物の供給を支援するという観点から、肉用牛では日本短角種及び褐毛和種、乳用牛ではブラウンスイス種及びジャージー種のほか、馬、めん羊、山羊などの民間や都道府県による取組が限定的なものについても、生産現場でのニーズを踏まえ、改良推進・技術指導について積極的に取り組む。

#### (2) 飼料作物種苗の増殖業務

センターが担う飼料作物種苗の増殖業務については、飼料自給率の向

上に向け、我が国の風土に適した国内育成品種の定着を更に進める必要があることから、飼料用原種子の国内需要に的確に対応し、高品質の種子を供給する。このため、品種改良を行う新品種育成機関、二次増殖及び種子の販売を行う民間種苗会社等と連携協力するとともに、役割分担を明確にする。この際、需給動向、新品種の育成状況やニーズを適切に把握し、効率的な生産を行う。

## 2 業務運営の効率化及び組織体制の合理化など

### (1) 業務運営の効率化

センターは、本中期目標を効率的かつ確実に達成するため、引き続き保有する家畜などの遺伝資源及び人材、土地・建物などの資産を最大限活用するとともに、事務の進捗状況に応じた適切な対応が行えるよう進行管理を行い、業務運営の効率化を推進する。その際、家畜伝染性疾病の発生などの業務上のリスク管理に配慮する。

さらに、業務の重複を避けるため、試験研究機関や都道府県等関係者との情報交換や調整などを通じ、役割分担の明確化に努める。

### (2) 組織体制の合理化・強化

業務運営の効率化を図るとともに、家畜飼養管理部門と飼料生産管理部門との統合を進めるなど、要員の合理化に努める。その際、業務上の責任についての透明性を確保するとともに、業務の進行管理、コンプライアンスなどについて十分配慮する。

また、技術専門職員が担当する業務については、当該職員の資質の向上を図りつつ、家畜受精卵移植等の繁殖業務、各種分析・検査業務など、高度な技術を要する業務にシフトする。また、家畜の飼養管理、飼料生産技術のうち単純作業については、引き続き退職者の状況を踏まえつつ、段階的に外部化を進める。

### (3) ガバナンスの強化

センターは、本中期目標を効率的かつ確実に達成するため、内部統制の強化、コンプライアンスの徹底、監査の強化、情報開示体制の確立、法人内行動規範の見直し、人事配置の適正化などの推進を図るとともに、それら業務の確実な実施のための点検を行う。

特に内部統制の強化・徹底を図るために、効果的な統制環境、リスク評価と迅速な対応、相互けん制の強化などによる統制活動、的確な情報の伝達、モニタリングによる監視・評価・是正などを確実に実行するための体制や環境の整備を行う。

その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び同省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見など独立行政法人評価委員会への通知事項を参考にするものとする。

コンプライアンス徹底のための取組として、コンプライアンス委員会においてセンター全体のコンプライアンスに関する方針や計画を総合的に検討し、必要な提言を行う。また、コンプライアンス委員会は、役職員へのコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、全職員を対象としたコンプライアンス相談窓口などから入手したリスク情報を一元管理し、適切な対応を行う。さらに、「独立行政法人家畜改良センター役職員等行動規範」の周知徹底を図るため、定期的に全役職員を対象とし、牧場や業務課単位での勉強会の開催や意識調査などの点検を行うとともに、このような取組を必要に応じ追加的に実施する。

さらに、事業の内部審査や評価について、センター内部限りで自己完結させず、第三者委員会を設置するなどにより、対外的な透明性も確保しつつ、事業の実効性が上がるよう所要の見直しを行う。

#### (4) リスク管理の強化

口蹄疫や鳥インフルエンザなどの国内での発生も踏まえ、これらの家畜伝染性疾病の侵入などによりセンターによる家畜改良の成果が損なわれることのないよう、リスク管理体制の強化を図る。

また、種畜の管理や育種資源の保存について、都道府県からその計画的な実施について協力依頼があり、全国的な視点からの家畜改良に資する場合には、積極的に協力する。

#### (5) 情報セキュリティ対策の強化

情報業務の信頼性確保及び個人情報保護のため、情報システムの適正な管理及び情報セキュリティの確保を図る。

### 3 経費の削減及び自己収入の改善

#### (1) 一般管理費・人件費などの削減・見直し

運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

## (2) 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。

この場合において、調査研究業務に係る調達については、他の独立行政法人の事例なども参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

なお、飼料作物に係る種苗の配布業務については、センターが行う増殖用の種子の配布を特定の団体が受けている状況にあることから、競争性のある手続を経て行うものとする。また、配布先を決める際には、配布希望者が、種苗増殖を行い農家への種子の供給を行う計画や能力を有するかなどを十分に精査した上で、行うものとする。

## (3) 自己収入の拡大

家畜の改良増殖に係る家畜人工授精用精液、家畜受精卵、種鶏及び飼料作物種子の譲渡又は配布価格について、生産コストを考慮し、畜産経営などに及ぼす影響を踏まえ、民間市場価格などと比較した価格の検討・設定を行うとともに、家畜の貸付け及び飼料作物の原種子配布への競争入札の導入など、配布方法の見直しや透明性の向上を不断に行うことにより、自己収入の拡大を図る。また、内部監査などの強化を通じ、資産・施設の有効活用を促進するとともに、コスト縮減を念頭に、無駄をなくす努力を更に徹底する。

なお、精液採取用種雄牛の貸付けの入札については、周知活動を強化するなどにより、応札者の参入の拡大を図り、競争性を更に高めるものとする。

## (4) 知的財産の管理

センターが保有する特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図る。

## 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

畜産業は、農地や環境の守り手であると同時に、地場産業を支えたり食育の場を提供するなど、多面的な役割・機能を有している。

このような畜産業の役割や機能を維持・発展させていくためには、輸入飼料への依存体質から脱却し、自給飼料を有効活用して、飼料自給率の向上と環境負荷の低減に資する生産体系に転換し、地域や経営における生産条件、生産者の創意工夫や主体性を活かした多様な経営の実現を図っていく必要がある。

また、畜産業の振興の基礎となる家畜の改良・増殖には、長い年月と多大な労力を必要とするため、適切な家畜改良増殖の推進とこれを通じた畜産業の健全な発展に不断の努力を注いでいくことが必要である。

このため、センターは、その有する人材や多様な遺伝資源、畜産技術などの畜産基盤を十分に活かしつつも、大幅な見直しが行われた「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」の達成に資するとともに、国民に対する信頼される安全でおいしい多様な畜産物の安定供給に貢献するよう、消費者、流通業者及び生産者におけるニーズを踏まえつつ、家畜の改良増殖、飼料作物種苗の増殖、畜産技術の開発・実用化及びその普及などを確実に実施するものとする。

## 1 家畜改良及び飼養管理の改善など

多様な畜産物を提供し得る環境を整え、その品質の向上を図っていくためには、多様な遺伝資源を活用した家畜改良と飼養管理の改善が重要であり、特に進展が著しいものの都道府県・民間では活用し難い先端技術などの新技術、遺伝的能力評価などを、家畜の育種に応用して家畜改良を進めるとともに、家畜の能力を充分発揮させるために必要な飼養管理の改善を推進していく必要がある。

このため、遺伝子解析技術を導入しつつ、家畜の能力検定や遺伝的能力評価の推進を図るとともに、より効率的な育種手法の開発・実用化・導入に積極的に取り組みつつ、防疫体制の整備及び衛生管理に万全を期しながら、優良な種畜、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の供給等に努め、特に次の業務に重点を置いて、改良を進めるものとする。

### (1) 乳用牛

酪農経営における生産性向上に資するため、乳用牛の生涯生産性の向上を図る。具体的には、泌乳曲線を平準化させた泌乳持続性が高い乳用牛への改良を進めつつ、引き続き泌乳能力や体型、飼料利用性の向上及び繁殖性・抗病性の改善も推進する。あわせて、多様な品種の改良を支援する。このため、以下の取組を行う。

#### ア 全国的な改良の推進

(ア) 全国的な乳用牛の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者との意見・情報交換において、積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体などとの役割分担の明確化を図る。

(イ) 遺伝的能力の高い検定済種雄牛の精液を供給するため、全国同一基準による遺伝的能力評価に基づいた後代検定を推進する。

#### イ 遺伝的能力評価の実施

(ア) ホルスタイン種について、生涯生産性の向上を図る観点から、泌乳持続性の評価形質を組み入れて、総合指数を新たに作成するとともに、

遺伝子解析技術（SNP）を活用した解析技術を導入するなど、効率的かつ精度の高い遺伝的能力評価を行い、全国的に改良を進める。

（イ）ジャージー種について、引き続き遺伝的能力評価を実施し、改良を進める。

（ウ）ブラウンスイス種について、遺伝的能力評価の実施に向けた試行に取り組む。

#### ウ 候補種雄牛などの生産・供給

（ア）「家畜改良増殖目標」の育種価目標を基に、我が国の飼養環境（気候、風土、飼料・飼養形態など）に適した優良な種畜生産に取り組むとともに、泌乳持続性や体型など生涯生産性の向上を図る。

（イ）遺伝的及び能力的な多様性の確保に配慮しつつ、SNP 遺伝子解析技術を活用した候補種雄牛などの生産・供給に努める。

（ウ）高い泌乳持続性を有する優良な候補種雄牛などを生産・供給するため、泌乳持続性の遺伝評価値が平均以上で、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（乳量 113 kg / 年、乳脂肪 2.6 kg / 年、無脂乳固形分 9.2 kg / 年、乳蛋白質 2.9 kg / 年）以上の遺伝的能力を有する改良用雌牛を生産する。

（エ）酪農家の雌牛を利用して生産した候補種雄牛の待機業務は、順次縮小し終了する。また、候補種雄牛の後代検定への参加については、平成 25 年度末までに終了する。

### （2）肉用牛

多様な消費者ニーズに応えた国産牛肉の安定的な供給と生産コストの低減を図っていくため、肉用牛改良は、肉質（脂肪交雑）や肉量に偏重した改良から、適度に脂肪交雑が入りつつも早熟性や飼料利用性などの新たな改良指標を重視した改良へシフトすることが必要である。また、近交係数の高まりを抑えるため、遺伝的に多様な種雄牛造成を進める必要がある。このため、以下の取組を行う。

#### ア 全国的な改良の推進

（ア）全国的な肉用牛の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者との意見・情報交換において、積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体などとの役割分担の明確化を図る。

（イ）遺伝的能力の高い検定済種雄牛の広域的な利用を図るため、全国同一基準による評価を行う後代検定を推進する。

#### イ 遺伝的能力評価の実施

（ア）産肉能力に基づく改良を推進するため、枝肉情報を集計し、改良の基礎情報として提供する。

（イ）全国の改良動向を把握するため、遺伝的能力を定期的に評価し、公表する。

（ウ）肉質以外の早熟性、飼料利用性及び繁殖性に係る形質を評価に加味

するなど、新たな評価手法の導入に向けた取組を行う。

#### ウ 候補種雄牛などの生産・供給

(ア) 黒毛和種については、

- ① 多様な育種素材及び都道府県や民間では取り組み難い高度な技術を活用し、遺伝的に特徴ある牛群を維持するとともに、我が国の遺伝的多様性の確保や増体性などに配慮した優良な候補種雄牛などを生産する。
- ② 遺伝的多様性の確保のため、和牛の基礎となる4系統群<sup>\*1</sup>や今後失われることが懸念される5つの希少系統など<sup>\*2</sup>を積極的に活用し、牛群整備を行う。
- ③ 増体性に優れた候補種雄牛の生産に当たっては、直接検定成績において1日当たり増体量が概ね1.1kg以上の候補種雄牛を生産する。
- ④ 飼料利用性、早熟性などに関する検定手法の開発に取り組む。

※1：「兵庫県を起源とする系統群」、「鳥取県を起源とする系統群」、「岡山県を起源とする系統群」、「広島県を起源とする系統群」。和牛のルーツとされる系統群。

※2：現時点で、今後失われることが懸念されるとされている「熊波」系、「城崎」系、「栄光」系、「藤良」系、「38岩田」系。

(イ) 褐毛和種については、我が国の肉用牛の多様性を確保するため、遺伝的に特徴のある牛群を維持し、種畜を生産・供給する。

(ウ) 日本短角種については、我が国の肉用牛の多様性を確保するため、遺伝的に特徴のある牛群を維持し、センターの保有する家畜を、育種改良素材として必要に応じて提供する。

#### (3) 豚

国際化の進展や長期的な飼料穀物需給のひっ迫などに対応した競争力のある豚肉生産を維持するため、純粋種豚の繁殖能力や肉質を含めた産肉能力の向上を図り、特長ある豚肉の生産に向けた改良を推進する。このため、以下の取組を行う。

##### ア 全国的な豚改良の推進

(ア) 全国的な豚の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者との意見・情報交換において、積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体などとの役割分担の明確化を図る。

(イ) 都道府県・民間からの要望の強い純粋種豚の繁殖能力や肉質などに優れた育種改良素材を生産・配布することに重点化する。

##### イ 遺伝的能力評価の実施

バークシャー種などについて、遺伝的能力評価を定期的実施すると

ともに、肢蹄について遺伝的能力評価手法の開発に取り組む。

#### ウ 優良種豚などの生産・供給

- (ア) 増体性や飼料利用性の改良のほか、繁殖性の向上を図るため、雌系品種として利用される大ヨークシャー種について、遺伝子解析技術を活用した新たな育種手法の開発に取り組み、繁殖能力に優れる種豚を作出する。この場合、一腹当たり育成頭数については、概ね10.5頭とする。
- (イ) 都道府県などが行う系統造成を支援するため、雄系品種として利用されるデュロック種について、肉質に優れる種豚の作出に取り組む。この場合、ロース芯筋内脂肪含量については、概ね6%とする。
- (ウ) 実験用小型ブタについて、造成を完了した系統の維持及び種豚などの供給業務に重点化する。
- (エ) 肉豚生産農家への種豚の直接供給業務については、原則として中止する。

#### (4) 鶏

国際化の進展や長期的な飼料穀物需給のひっ迫などに対応するとともに、全国各地で行われている在来種などを利用した特色ある鶏の能力向上を図るため、飼料利用性の改良に留意しつつ、卵用鶏の産卵性や肉用鶏の増体性の改良を推進する。このため、以下の取組を行う。

#### ア 全国的な鶏改良の推進

- (ア) 全国的な国産鶏の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者との意見・情報交換において、積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体などとの役割分担の明確化を図る。
- (イ) 在来種などとの交配に適したセンター産種鶏の開発に重点化した改良を進めるとともに、産卵性や増体性の向上も目指す。

#### イ 優良種鶏などの生産・供給

- (ア) 卵用鶏の産卵性を改良する。特に、主要白玉系統について、センター産種鶏の後期産卵率の育種価を概ね5ポイント改善する。また、主要赤玉系統については、肉斑の発生率の低減などの卵質を改善する。
- (イ) 肉用鶏の増体性を改良する。特に、雄として利用される主要系統について、一次選抜時体重の育種価を概ね150g改善する。また、遺伝子解析技術を活用して、羽色の固定化に取り組む。
- (ウ) 多様な品種・系統を用いた組合せ評価を行い、地鶏・銘柄鶏の生産に対する支援を行う。

#### (5) 馬

我が国における持続的な馬生産を支援するため、民間などへの技術や知識の普及を図るとともに、馬の活用方法の多様化なども踏まえつつ、農用馬については、発育や繁殖性の向上などの改良を進める。このため、以下の取組を行う。

## ア 全国的な馬改良の推進

- (ア) 全国的な馬の改良推進を図るため、農林水産省、都道府県、関係団体、生産者及び学識経験者との意見・情報交換において、積極的に指導的役割を果たすとともに、都道府県、関係団体などとの役割分担の明確化を図る。
- (イ) 飼養管理・繁殖技術の向上を図るとともに、当該技術の民間への普及に努める。また、優良種雄馬の広域利用と改良の推進のため、人工授精の普及を図る。

## イ 能力評価の実施

馬の発育や繁殖性の向上を進めるとともに、農用馬について、体型やけん引力などを用いた能力評価方法の開発に努める。

## ウ 優良種馬の生産・供給

- (ア) 純粋種農用馬（ブルトン種・ペルシュロン種）などについては、繁殖能力の向上を図るとともに、品種の特性に応じた体型となるよう選抜を行い、種畜などの生産・供給を行う。
- (イ) 日本在来馬については、ジーンバンクとしての取組のほか、関係機関・団体などと協力して、地域における保存・繁殖などの取組を支援する。

## (6) めん羊・山羊

多様な畜産経営を支援するため、民間などにおけるめん羊・山羊の生産のための技術や知識の普及を図るとともに、改良の推進を支援する。このため、以下の取組を行う。

- ア 民間などによる育種改良を支援するため、意見・情報交換を積極的に行うとともに、必要に応じて技術的支援及び家畜などの育種改良素材の提供を行う。
- イ 家畜人工授精などの繁殖技術及び飼養管理技術の向上を図るとともに、これらの技術の民間での普及に努める。

## (7) 家畜の飼養管理の改善

- ア 長期的にひっ迫基調の穀物需給にも対応し得るよう、家畜の飼料利用性の改善に取り組むのみならず、改良された家畜の能力が十分発揮されるよう、飼養管理の改善による家畜の損耗率の低減や、受胎率、育成率などの向上に取り組む。
- イ 種畜の生産コストを縮減するため、コストの把握に努めつつ、引き続き家畜の飼養管理の効率化や省力化に努める。

## (8) 家畜伝染性疾病などのリスク管理の強化

貴重な育種素材を家畜伝染性疾病などにより損失しないよう、防疫を徹底する。また、万が一に備え、複数の牧場で飼養するなど、リスクヘッジを行う。

## (9) 家畜の遺伝資源の保存

家畜の多様な育種改良を進める観点から、遺伝資源の収集・保存を行

うとともに、関係機関との連携を図る。

## 2 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産・供給

自給飼料の増産を推進し、飼料自給率の向上を図るためには、飼料作物の優良品種の普及による生産性及び品質の向上が必要である。このため、我が国の気候風土に適応し、高収量性、病害抵抗性、耐倒伏性などの特徴を持つ飼料作物の優良品種の普及に必要な種苗の生産・供給を行うこととし、特に、次の業務に重点をおいて、取組を進めるものとする。

### (1) 飼料作物種苗の生産・供給

我が国の風土に適した国内育成品種の定着を更に進める必要があるため、新品種・系統などについて、O E C D（経済協力開発機構）品種証明制度に基づく要件に適合した種苗の増殖を図る。

また、国内育成品種の種苗増殖において、ほ場の生産性と精選技術の改善などにより、単位面積当たりの生産量を5%向上させる。

飼料用稲種子については、都道府県による生産供給を補完し、全国における種子の安定供給を確保するため、関係機関と連携しつつ生産を行う。

### (2) 飼料作物優良品種の普及支援

地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及に資するため、積極的に地域適応性などの検定試験を実施する。また、奨励品種選定試験結果データベースの更新などによる情報提供や実証展示ほの設置などを行う。

### (3) 飼料作物の遺伝資源の保存

様々なニーズに対応可能な飼料作物の品種開発を進める観点から、飼料作物の遺伝資源について、関係機関とも連携しつつ、栄養体保存などを行う。

## 3 飼料作物の種苗の検査

飼料作物の種苗の国際間流通における品種特性の維持と品質の確保を図るとともに、地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及に資するため、O E C D品種証明制度などに基づく検査及び証明を的確に実施する。その際、種子純度分析及び発芽試験の検査試料入手から結果通知までに要する期間（国際種子検査規程に定められている最低限必要な検査日数を除く。）について、平均5日程度（営業日）を維持する。

また、I S T A（国際種子検査協会）検査所認定制度を利用し、高い検査の技術水準を維持する。

## 4 調査研究

家畜の育種改良、飼養管理の改善などによる特色ある家畜による多様な畜産経営の振興に資するため、生産現場や消費者のニーズも踏まえ、センターが実施する家畜の改良や飼養管理などに応用できる技術の調査研究に

取り組む。業務の重点化を図るため、研究要素の強い業務（資源循環型の窒素成分強化たい肥を用いた飼料作物栽培に関する調査、食味に関する新たな理化学分析項目の開発、体細胞クローン牛の調査）については、他の研究開発機関に委ねるなど、役割分担を明確化する。

#### **（１）育種改良関係技術**

センターが実施する家畜の育種改良を効率的に進めるため、遺伝子解析技術及び食肉評価手法の改善を行うとともに、これらから得られる情報の育種改良への利用について調査研究を行う。

遺伝子解析情報を活用した育種手法については、技術の実証を行いつつ、実際に育種集団における選抜に利用可能な水準まで高め、２７年度中に実用化する。

食肉評価手法については、食味に関連した評価指標の更なる検討と家畜の選抜への利用について検証を行うとともに、当該評価指標を基に遺伝子解析に取り組み、指標と関連する遺伝子を抽出し、選抜への利用に向けた検討を進める。

#### **（２）繁殖関連技術**

優良な家畜の増殖を実現するため、家畜受精卵などの新たな生産技術の検討を行い、利用性・実用性を実証する。家畜の生産性向上のため、受胎率の向上に資する技術の改善などを行う。また、家畜改良を効率的に進めるための繁殖関連技術の普及に向けた技術的支援を進める。

#### **（３）飼養管理関連技術**

自給飼料基盤に立脚した畜産の推進を図るため、放牧関連技術の改善を図る。また、特色ある家畜による多様な畜産経営の支援及び飼料自給率向上などのため、飼養管理技術に関する調査・実証に取り組むとともに、センターが開発した飼養管理技術の普及に向けた技術的支援を進める。

また、飼料用米やエコフィードなどの家畜への給与方法の改善に向けた取組を行う。

### **５ 講習及び指導**

調査研究の成果や長年の歴史の中で培われてきた知識や技術の普及を図り、我が国畜産の発展に寄与するため、以下の取組を行う。

#### **（１）成果などの情報提供**

ホームページ、学会、学会誌、業界紙などを活用し、センターの調査研究の成果などを提供する。また、センターが行った各種調査などの成果に関する情報を整理・分析し、提供する。このような情報を毎年９０件以上提供する。

#### **（２）技術の普及指導**

##### **ア 家畜の飼養管理技術などの普及**

政策課題に対応した家畜の管理技術、飼料の生産・利用技術、放牧利

用技術などについて、技術の実証展示や見学の受入れなどにより普及に努める。このため、技術展示会への出展などを毎年24回以上実施する。

#### イ センターが独自に実施する研修などの重点化

センターが独自に実施する研修などについて、酪農ヘルパーや畜産環境保全のための研修を新たに追加する。また、畜産新技術、飼料作物優良品種及びセンターの調査研究の成果を生産現場に普及させるための研修・講習などの現場でのニーズの高いものや、家畜人工授精師などの免許取得のための講習会について、引き続き実施するとともに、ニーズの低いものについては見直しを行い、研修などの内容について重点化を図る。

#### ウ 中央畜産技術研修の実施

農林水産省が計画を策定する中央畜産技術研修の適切な実施に努める。また、受講生からのアンケート結果に基づき、研修サービスの向上に努めるとともに、受講生の受講ニーズの農林水産省への伝達を行う。

#### エ 民間機関などの個別研修の受入れ

畜産関係団体をはじめとする民間機関、都道府県、大学などからの個別研修の実施依頼については、可能な限りこれを受け入れ、講師の派遣、施設、家畜の提供に努める。

また、センターの講習に支障のない範囲で、民間機関などによる畜産技術研修会などの開催のために施設を提供し、施設の有効活用に努める。

### (3) 海外技術協力

海外研修の受入国との間にネットワークを構築し、海外技術協力へのニーズを的確に把握するとともに、関係機関の要請などに基づいた専門家の研修、派遣、調査団員の派遣、海外からの研修員の受入れについて、可能な限りその要請などに応える。

また、海外技術協力に的確に対応するための人材育成を積極的に行う。

## 6 家畜改良増殖法に基づく検査など

### (1) 家畜改良増殖法に基づく立入検査など

ア 適切な種畜の利用により家畜の改良増殖を推進するため、家畜改良増殖法第4条の規定に基づく種畜検査を的確に実施する。

イ 家畜改良増殖法に基づく立入検査が速やかに行えるよう、必要な能力を有する職員を各場・支場に少なくとも1名確保する。

ウ 種畜検査の都道府県への移管について、国と都道府県との意見交換の円滑化に協力する。また、移管が決定されれば、都道府県への技術移転などの必要な支援を行う。

### (2) 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査

種苗法（平成10年法律第83号）第63条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施する。また、このための指定種苗の集取及び検査が速やかに行

えるよう、必要な能力を有する職員を少なくとも10名確保する。

**(3) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく立入検査など**

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施する。また、このための立入検査などが速やかに行えるよう、必要な能力を有する職員を少なくとも10名確保する。

**7 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務など**

- (1) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行令（平成15年政令第300号）第5条の規定に基づき、農林水産大臣からの委託事務を的確に実施する。
- (2) 牛個体識別システムの利用者の利便性などを高めるため、システムの開発・改修などを行う。
- (3) 家畜個体識別事業を推進し、各種制度や行政施策の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通などに資するため、牛個体識別台帳やこれに関連する情報などのデータベースに蓄積されたデータの有効活用を図る。
- (4) 家畜伝染性疾病などの発生時における緊急検索などの速やかな実施に努め、国内での家畜防疫のための措置の適切な実施を支援する。
- (5) 牛以外の家畜における生産段階でのトレーサビリティについて、生産者などが取り組んでいる内容についての現地調査、調査内容の取りまとめ、生産者・流通業者・消費者を交えた検討会の開催などにより、システムの導入に係る利点、留意点などを取りまとめるとともに、モデル実証を行うことなどにより、技術の改善を図り、生産現場の適切なシステムの導入を支援する。

**8 センターの人材・資源を活用した外部支援**

**(1) 口蹄疫などの家畜伝染性疾病が発生した場合の緊急防疫対応**

国内において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどが発生し、農林水産省又は都道府県から、緊急的な防疫対応が必要であるとして、そのまん延防止のための家畜防疫作業などの支援について要請を受けた場合、支援に積極的に取り組むこととし、速やかに40名の派遣が可能となる体制を整備し、維持する。

**(2) 家畜疾病発生時などの家畜、乾牧草などの支援**

家畜疾病や災害発生時に、影響を被った地域で一時的に不足する家畜、乾牧草などの支援を行う。

### (3) 種畜などの受託管理

都道府県などから、種畜の管理や育種資源の保存について、その計画的な実施について協力依頼があり、全国的な視点などからの家畜改良に資する場合には、積極的に協力する。また、このために必要な条件などを平成23年度中に整理する。

### (4) その他

畜産に関する新たな社会・行政ニーズが発生した場合又は外部機関が行う技術開発・調査、外部機関からの講師派遣などの協力依頼があった場合には、積極的に対応する。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金、施設整備費補助金及び自己収入などを充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する事項」における業務対象の重点化などのほか、以下の事項に配慮して予算を作成し、計画的かつ効率的に運営し、収支の均衡を図る。

### 1 自己収入の確保

業務実施に伴う収入の安定的な確保と拡大のみならず、外部資金の積極的な獲得に努める。

### 2 経費の削減

調達に当たっては、仕様や調達数量などを見直し、不要な発注を避け、一般競争入札の積極的な活用などにより、経費の節減を図るとともに、定期的に経費削減効果の検証を実施する。

### 3 資産の管理

保有資産の適切な管理を行う観点から、定期的に資産の管理状況を調査し、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行い、不要なものについては、国庫納付などを行う。その際、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見など独立行政法人評価委員会への通知事項を参考にするものとする。

土地・建物などの資産を貸し付ける際には、センターの事務及び事業の遂行上その必要性が認められるもの又は公共的若しくは公益的な見地から土地・建物などの利用が不可欠なものに限定する。貸付けに当たっては、既存の貸付物件も含めて、正当な対価を徴収するものとする。また、定期的に管理状況の調査などを行い、管理が不適切な場合にあっては、借受者に対する管理改善計画の提出請求や貸付けの中止などを行う。

## 4 経理の適正化

資金・資産の適正な管理と会計規律の徹底などによる経理の適正化と、チェック体制の構築を図るとともに、職員の倫理及び資質向上のための必要な措置を講ずる。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設・設備の整備

業務の適切かつ効率的な実施を確保するため、本中期目標の達成のために必要な施設・設備を計画的に整備する。

### 2 職員の人事など

#### (1) 人材の確保

センターは、役職員の人材確保に当たり、センターの業務を担うにふさわしい人的資質及び倫理観を有した者を確保することとし、基本となる採用・異動指針を明確にした上で、採用活動や人事異動などを実施する。

また、他機関との人事交流の促進、研修の実施などにより、優秀な人材の確保及び養成を図りつつ、センター全体の要員の合理化を進める。

#### (2) 人事配置

職員の人事配置に当たっては、当該職員の過去の業務経験や実績などを踏まえ、担当する業務への適性を複数の人事管理者により評価した上で、実施する。

#### (3) 人事管理

職員の人事管理については、人事評価制度を見直すことにより、公正な評価が反映される管理方式を採用するほか、役員についても、適正な評価を実施するとともに、資質の向上を図るものとする。

また、不正経理防止の観点から、調達部門、出納管理部門、資産管理部門の相互けん制が十分に発揮されるシステムを構築する。さらに、長期在職による弊害を考慮し、定期的な人事異動を実施する。

#### (4) 研修の実施

職員の資質向上を図るため、技術や各種資格取得などのための研修を行う。特に、技術専門職員については、家畜受精卵移植などの繁殖業務や各種分析・検査業務などの高度な技術を要する業務へシフトするための専門性を高める研修を実施することにより、優れた人材を育成する。